

新部会（資源・エネルギー・新技術部会）の設置について

1 新部会の設置

現在、基本計画部会と経営部会を設置しているが、下水道資源の利用、省エネルギー、新エネルギー、汚水・汚泥処理方式の選定および新技術の導入に係る基本方針を審議するため、既設の「①基本計画部会」、「②経営部会」に加え、下水道条例第16条第9項により、下水道審議会に以下に示す部会を設置する。

部会の名称	資源・エネルギー・新技術部会
当面の審議内容	湖南中部浄化センター3号焼却炉の次期汚泥処理方式
審議する上での検討の視点	① コスト ② 汚泥処理の安定性 ③ 周辺住民の理解 ④ 地域の活性化 ⑤ 資源循環 ⑥ エネルギー消費量 ⑦ 温室効果ガス排出量
今回の目的	上記7つの視点から総合的に評価し、湖南中部浄化センター3号焼却炉の次期汚泥処理方式に適した方式を、部会として選定すること。

2 審議スタイルの選定

第2回下水道審議会で承認いただいた3つの審議スタイルのうち、どのスタイルを選定するかを決定する。（別紙「審議会、専門部会での検討、議決の流れ」参照）

今回は、一般的な案件である②の審議スタイルとする。

3 新部会の委員構成

委員の構成は以下の案の通りとする。

人 数	4人程度
構 成	学識経験者（汚泥処理）1名 学識経験者（下水道全般）1名 学識経験者（経営）1名 実務経験者（汚泥処理）1名

4 新部会の設置時期

平成29年度に設置予定。

第1回部会を平成29年5~6月ごろ開催する予定

5 新部会開催までのスケジュール

H28年11月 第5回下水道審議会にて部会の設置を定める

H28年12月~H29年3月 新委員の選定と委嘱手続き、新部会に属する委員の選定

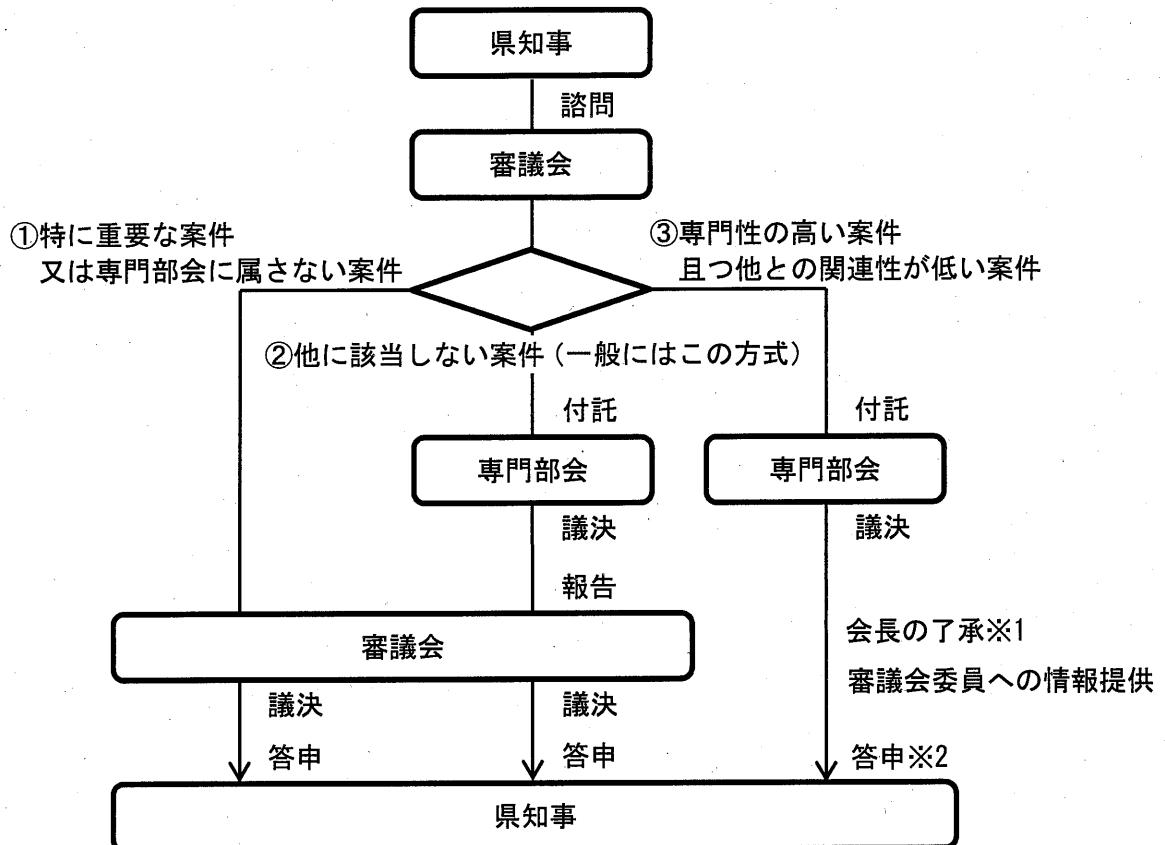
H29年4月 新委員に委嘱状交付、新部会に属する委員の通知

H29年5月~6月ごろ 第1回資源・エネルギー・新技術部会開催

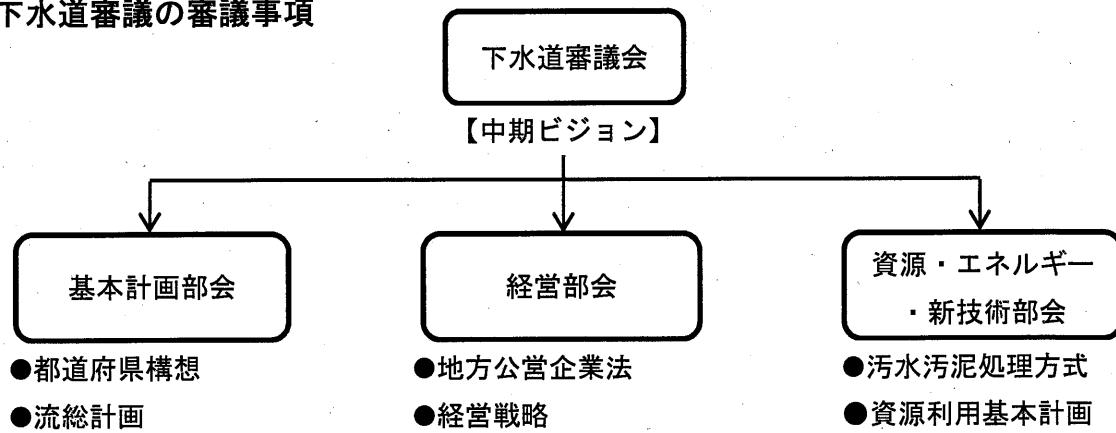
6 審議スケジュール

湖南中部浄化センター3号焼却炉の次期汚泥処理方式の審議は、平成29年度から平成30年度にかけて行う予定。平成30年度末に答申予定。

審議会、専門部会での検討、議決の流れ



下水道審議の審議事項



滋賀県琵琶湖流域下水道条例抜粋

(滋賀県下水道審議会)

第15条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議する。

(審議会の組織等)

第16条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

7 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則抜粋

(下水道審議会の会長および副会長)

第16条 条例第15条に規定する審議会（以下「審議会」という。）に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、委員および議事に關係のある臨時委員で出席したもののが過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第18条 条例第16条第9項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 4 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第19条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第20条 審議会の庶務は、琵琶湖環境部下水道課において処理する。

(雑則)

第21条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。